

(プレスリリース)

平成 23 年 1 月 25 日
財団法人日本エネルギー経済研究所
グリーンエネルギー認証センター

雪氷エネルギー、バイオマス熱によるグリーン熱証書の認証開始について

グリーンエネルギー認証センター（以下、「センター」と略す）では、平成 21 年 4 月から太陽熱についてグリーン熱証書の認証を開始していますが、その後、平成 22 年 6 月に経済産業省から公表されたエネルギー基本計画で、太陽熱以外の熱発生方式を含めてグリーン熱証書の重要性が謳われたほか、証書発行事業者から具体的案件を基に雪氷エネルギーとバイオマス熱によるグリーン熱証書認証の事業化について強い要請を受けました。センターではこれらの要請を踏まえ、調査研究委員会（委員長：電力中央研究所 田頭直人上席研究員）において標記の熱発生方式について認証基準案等を取りまとめ、平成 22 年 12 月 27 日開催された第 3 回運営委員会で同認証基準案等について承認を頂きました。この結果、センターでは標記のグリーン熱証書の認証事業を平成 23 年 1 月から開始しました。

このたび新たに対象となる熱発生方式の種別毎の設備は、以下のとおりです。

（1）雪氷エネルギーについて

・ 熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設；雪氷エネルギー施設のうち、熱交換器の一次側に雪が溶けた水、又は雪で冷やされた不凍液をポンプで循環させ、二次側で循環する液体（不凍液等）を冷却するもの。

（備考）雪氷エネルギーとしては、雪で空気を冷やす方式もありますが、今回は計量の課題等もあり対象設備にはしていません。

（2）バイオマス熱について

・ 木質バイオマスボイラー熱利用施設；木質チップ等の木材起源の燃料を利用したバイオマスボイラーから供給される温水を熱交換器で熱交換を実施した温水を給湯及び暖房に利用するもの。

・ 木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム）；木材起源の燃料を利用した熱電供給設備のうち経済取引として実施されている蒸気供給事業（契約条件で状態監視が義務付けられ、流量計で金銭決済が行われている熱取引）で、センターが現地調査によりの確な計量を実施する計器及び体制を備えていることを確認した設備。

（備考）今後、バイオマスの中でも木質以外の種別についても調査研究委員会で検討する予定です。

標記の熱発生方式をグリーン熱に新たに追加したことにより、以下の規則の改定が行なわれました。いずれも HP で公開していますので、詳細はこちらをご覧くださいませよう御願ひ申し上げます。

- ・ グリーン熱認証基準；グリーン熱認証に当って認証対象、認証を受けるための要件等が記載されています。

(アドレス名：<http://eneken.ieej.or.jp/greenpower/jp/temp/02/kijun1012.pdf>)

- ・ グリーン熱認証基準解説書；上記の認証基準の改定に伴い、その解説書も改定しています。

(アドレス名：<http://eneken.ieej.or.jp/greenpower/jp/temp/02/kaisetsusho101227.pdf>)

- ・ グリーン熱認証事務取扱要領；グリーン熱設備の設備認定・熱量認証の申請手続きについて記載されています。

(アドレス名：<http://eneken.ieej.or.jp/greenpower/jp/temp/02/youryou221227.pdf>)

- ・ グリーン熱料金規定；グリーン熱の認証に関する料金が記載されています。

(アドレス名：<http://eneken.ieej.or.jp/greenpower/jp/temp/09/2010charge2.pdf>)

問い合わせ先；(財) 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター
担当；小笠原（潤）、今井

電話番号；03-5547-0219

e-mail address;green_info@tky.ieej.or.jp